



宮 崎 県 公 報

令和8年8月24日（月曜日） 第 740 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁		
○宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を 改正する規則……………（医療政策課） 1		意（4件）……………（水産政策課） 4	
告 示		○県道の路線の認定の一部を改正する告示……………（道路保全課） 5	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止……………（福祉保健課） 3		○公金の収納に関する事務の委託……………（教育庁） 5	
○指定居宅サービス事業者の指定……………（長寿介護課） 3		公 告	
○指定介護予防サービス事業者の指定……………（ “ ” ） 3		○県営土地改良事業計画の変更……………（農村整備課） 6	
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同		公安委員会公告	
		○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 6	
		県議会告示	
		○宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する 条例施行規則の一部を改正する告示…………… 7	

規 則

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第41号

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則（平成18年宮崎県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期間の算定方法） 第17条 指定医療機関における業務に従事した期間の算定に当たっては、当該業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の属する月までの月数によるものとする。この場合において、当該期間中に休職（業務に起因するものを除く。以下同じ。）をし、又は停職となった期間があるときは、当該休職をし、又は停職となった期間の開始する日の属する月からその終了する日の属する月までの月数を控除するものとする。	（期間の算定方法） 第17条 <u>条例第9条第1項又は第10条第2項に規定する指定医療機関における業務に従事した期間の算定に当たっては、当該業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の属する月までの月数によるものとする。この場合において、当該期間中に休職（業務に起因するものを除く。以下同じ。）をし、又は停職となった期間があるときは、当該休職をし、又は停職となった期間の開始する日の属する月からその終了する日の属する月までの月数を控除するものとする。</u> 2 <u>前項の規定により指定医療機関における業務に従事した期間を算定する場合において、当該業務に従事した期間中に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する育児のための所定労働時間の短縮措置による勤務その他これらに準ずる勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）の期間があるときは、当該期間の初日が属する月の翌月（当該日が月の初日であるときは、当該日が属する月）から当該期間の末日が属する月の前月（当該日が月の末日であるときは、当該日が属する月）までの月数に当該育児短時間勤務等をした者に係る当該期間における所定労働時間をその者に係る育児短時間勤務等をしなかった場合における所定労働時間で除して得た数を乗じて得た月</u>

数（当該月数が1月未満であるとき又は当該月数に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）によるものとする。

別記様式第13号中

休職の有無及びその期間

1 有（ 年 月 日から 年 月 日まで）
2 無

を

休職又は停職の有無
及びその期間

1 有（ 年 月 日から 年 月 日まで）
2 無

育児短時間勤務等の
有無及びその期間
（所定労働時間）

1 有（ 年 月 日から 年 月 日まで）
〔育児短時間勤務等の期間における所定労働時間 時間〕
〔育児短時間勤務等をしなかった場合の所定労働時間 時間〕
2 無

に改める。

別記様式第14号中

勤務期間中に休職
又は停職があった
ときはその期間、
月数及びその理由

<理由>

年 月 日から 年 月 日まで（ か月）

を

勤務期間中に休職
又は停職があった
ときはその期間、
月数及びその理由

年 月 日から 年 月 日まで（ か月）
<理由>

勤務期間中に
育児短時間勤務等
があったときは
その期間、月数、
所定労働時間
及びその理由

年 月 日から 年 月 日まで（ か月）
〔育児短時間勤務等の期間における所定労働時間 時間〕
〔育児短時間勤務等をしなかった場合の所定労働時間 時間〕
<理由>

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則第17条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に同項の育児短時間勤務等をした者について適用し、同日前から引き続き同項の育児短時間勤務等をしている者及び同日前に同項の育児短時間勤務等をした者については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 603号

生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、法第55条の3第2号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
友愛薬局	延岡市中央通2丁目2	令和8年5月31日

	－8	
つぼみ薬局 北方店	串間市大字串間字南方堀 955－3	令和8年5月31日
たにはた整形外科	児湯郡新富町富田3丁目51番地	令和8年5月15日
ホルン調剤薬局	児湯郡新富町富田3丁目55番地	令和8年5月20日

宮崎県告示第 604号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和8年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560390264	さざんくろす	宮崎県延岡市北一ヶ岡4丁目5番地5号102号室	株式会社Nurture.Hanabata	宮崎県延岡市鯛名町422番地30	令和8年7月1日	訪問看護
4560890065	訪問看護ステーション バビ西都	宮崎県西都市南方3985－2 コヤマハウス2号	株式会社夏の風	宮崎県都城市西町3757番地	令和8年7月1日	訪問看護
4562090193	訪問看護ステーション夢眠たかなべ	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地123	株式会社夢眠ホーム	愛知県名古屋市中区泉三丁目7番9号	令和8年7月1日	訪問看護
4562090201	訪問看護ステーション ファミリア	宮崎県児湯郡木城町川原 811番地1	株式会社ころヶア	宮崎県宮崎市佐土原町下田島 19508番地2	令和8年7月1日	訪問看護
4570800872	ヘルパーステーションつむぎ	宮崎県西都市有吉町3丁目19番地	株式会社ころヶア	宮崎県宮崎市佐土原町下田島 19508番地2	令和8年7月1日	訪問介護
4572002097	夢眠たかなべ	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地123	株式会社夢眠ホーム	愛知県名古屋市中区泉三丁目7番9号	令和8年7月1日	特定施設入居者生活介護

宮崎県告示第 605号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和8年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560890065	訪問看護ステーション バビ西都	宮崎県西都市南方3985－2 コヤマハウス2号	株式会社夏の風	宮崎県都城市西町3757番地	令和8年7月1日	介護予防訪問看護

4562090201	訪問看護ステーション ファミリア	宮崎県児湯郡木城町川原 811番地 1	株式会社こころケア	宮崎県宮崎市佐土原町下田島 19508番地 2	令和 8 年 7 月 1 日	介護予防訪問看護
4572002097	夢眠たかなべ	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地 1 23	株式会社夢眠ホーム	愛知県名古屋市中区泉三丁目 7 番 9 号	令和 8 年 7 月 1 日	介護予防特定施設入居者生活介護

宮崎県告示第 606号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和 8 年 8 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和 8 年 7 月 16 日
発起人の住所及び氏名	延岡市 浅井 良賢 延岡市 磯谷 章臣
加 入 区 の 名 称	延岡市第一加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧延岡東漁業協同組合の地区
区 分	総トン数10トン未満の漁船を使用して漁業を行うもの、大型定置漁業及び小型定置漁業

宮崎県告示第 607号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和 8 年 8 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和 8 年 7 月 16 日
発起人の住所及び氏名	延岡市 木津 扶喜雄 延岡市 木津 健治
加 入 区 の 名 称	島浦町加入区
区 域	島浦町漁業協同組合の地区
区 分	総トン数20トン未満の漁船を使用して

主にまぐろはえ縄漁業を行うもの、中型まき網漁業及び大型定置漁業

宮崎県告示第 608号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和 8 年 8 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和 8 年 7 月 16 日
発起人の住所及び氏名	日南市 有限会社 安楽水産 代表取締役 安楽 薫 日南市 有限会社 東水産 代表取締役 東 修
加 入 区 の 名 称	外浦加入区
区 域	外浦漁業協同組合の地区
区 分	総トン数10トン以上の漁船を使用して主にかつお一本釣り漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの及び大型定置漁業

宮崎県告示第 609号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和 8 年 8 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和 8 年 7 月 16 日
発起人の住所及び氏名	川南町 有限会社 俵水産 代表取締役 俵 伸二

	川南町 俵 和義		区	域	川南町漁業協同組合の地区
加 入 区 の 名 称	川南町加入区		区	分	総トン数10トン以上の漁船を使用して 主にまぐろはえ縄漁業を行うもの

宮崎県告示第 610号

県道の路線の認定（平成6年宮崎県告示第 413号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和8年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
路線 番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地	備 考	路線 番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地	備 考
[略]					[略]				
336	宮崎田野線	[略] 宮崎郡田野 町			336	宮崎田野線	[略] 宮崎市田野 町		
10	宮崎インター 佐土原線	[略] 宮崎郡佐土 原町			10	宮崎インター 佐土原線	[略] 宮崎市佐土 原町		
[略]					[略]				
12	都城東環状 線	[略] 北諸県郡高 城町	[略]		12	都城東環状 線	[略] 都城市高城 町	[略]	
[略]					[略]				
108	財部庄内安 久線	[略]	[略]	起点 鹿児島県曾 於郡財部町	108	財部庄内安 久線	[略]	[略]	起点 鹿児島県曾 於市財部町
13	高岡郡司分 線	東諸県郡高 岡町	宮崎郡清武町		13	高岡郡司分 線	宮崎市高岡 町		
		[略]					[略]		
14	佐土原国富 線	宮崎郡佐土 原町			14	佐土原国富 線	宮崎市佐土 原町		
		[略]					[略]		
351	木脇高岡線	[略] 東諸県郡高 岡町	宮崎市		351	木脇高岡線	[略] 宮崎市高岡 町		
[略]					[略]				
49	北方土々呂 線	東臼杵郡北 方町			49	北方土々呂 線	延岡市北方 町		
		[略]					[略]		
[略]					[略]				

宮崎県告示第 611号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和8年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
株式会社宮崎銀行 地銀ネットワークサービス株式 会社 株式会社しんきん情報サービ ス	宮崎市橋通東四丁目3番5号 東京都中央区日本橋本石町四丁 目6番7号 東京都港区港南一丁目8番27号 ス

株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号
ピリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 2 号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
宮崎県育英資金返還金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、阿蘇原地区県営土地改良事業（高千穂町、ため池等整備事業（土砂崩壊防止））に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 8 月 24 日から令和 8 年 9 月 14 日まで
- 3 縦覧場所
宮崎県ホームページ
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 11 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和 8 年 8 月 24 日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 慈 舟

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	1 号警備業務	令和 8 年 11 月 9 日（月） から 11 月 12 日（木）まで	20 人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1 年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1 年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
宮崎県技能検定センター
電話 0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地在管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
1 号警備業務（追加取得講習）	令和 8 年 9 月 28 日（月）から 10 月 9 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの

- 正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）
- イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面
- （ア） 2 の(1)に該当する者
- 当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書
- （イ） 2 の(2)に該当する者
- 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
- （ウ） 2 の(3)に該当する者
- 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- （エ） 2 の(4)に該当する者
- 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し
- （オ） 2 の(5)に該当する者
- 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	1 号警備業務	23,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公告後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

県議会告示

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 8 年 8 月 24 日

宮崎県議会議長 外 山 衛

宮崎県議会告示第 3 号

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年宮崎県議会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（個人識別符号） 第 3 条 条例第 2 条第 2 項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 （1）～（4） 〔略〕 （5） 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第 19 条の 4 第 1 項第 5 号の在留カードの番号 （6）～（17） 〔略〕	（個人識別符号） 第 3 条 条例第 2 条第 2 項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 （1）～（4） 〔略〕 （5） 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第 19 条の 4 第 1 項第 4 号の在留カードの番号 （6）～（17） 〔略〕

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

--	--